

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林諸室貸出内規

令和4年10月1日 制定

第1条 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林（以下「田無演習林」という。）セミナーハウスの講義室、会議室、工作室等（別表1：以下「講義室等」という。）については、次の理由等（目的）のため貸出することができる。

- (1) 東京大学の正規科目の講義、演習、実習を実施するため。
- (2) 他大学の正規科目の講義、演習、実習を実施するため。
- (3) 学術研究会、学術講演会その他公益を目的とした行事等を開催するため。
- (4) 東京大学教職員、学生、卒業生等が主催する諸種の会合のため。
- (5) その他、田無演習林長（以下「林長」という。）が必要と認めた場合。

第2条 講義室等を使用する者は「セミナーハウス講義室等使用願」をあらかじめ林長へ提出し許可を受けなければならない。ただし、前条第1号および第2号の目的で使用する場合は田無演習林利用申請書の提出をもって「使用願」の提出に代えることとする。

- 2 前項の使用願は、使用2週間前までに田無演習林へ提出するものとする。
- 3 前条第1号および第2号の目的で利用する場合を除き、「使用願」の提出にあたっては「紹介者」1名以上を記載する必要がある。

第3条 前条の「使用願」における紹介者は、田無演習林の教職員でなければならない。なお、当該紹介者は、貸与した講義室等の鍵の受け渡しなど部屋の管理に責任を持つものとする。

第4条 講義室等の使用は、原則として平日の午前9時から午後4時30分までの間とする。ただし、特別の事由により林長が認めた場合はこの限りでない。

第5条 使用の許可は、林長の裁定による。

- 2 林長は、必要があると認めた場合は、田無演習林定例会に諮って決定する。
- 3 許可後業務上必要を生じたときは、林長はその許可を取り消すことができる。

第6条 使用の許可を受けた者は、林長から許可証を受け、使用の際は教職員の求めに応じて提示することが必要である。

第7条 使用料は、別表1に定めるところに従って、あらかじめ田無演習林が発行する請求書により納付するものとする。ただし第1条第1号の目的で使用する場合は使用料は免除される。

2 前項の規定にかかわらず、林長が認める場合はこの限りでない。

3 一旦納付した使用料は、使用の許可が取り消された場合もしくは止むを得ない理由により使用できない場合を除き還付しない。

第8条 使用の許可を受けた者及びその紹介者は、安全かつ清潔に使用するよう努め、その会合のため使用中に生じた事項について、一切の責任を負うものとする。

2 セミナーハウスの中は禁煙であり原則として火気の使用も認めない。

第9条 使用の許可を受けた者は、使用后直ちにゴミの分別など清掃を行い、使用前の状態に復さなければならない。また備品等を損壊した場合はその修理等にかかる経費を負担しなければならない。

第10条 管理上必要がある場合は、田無演習林教職員は本内規により許可を与えた会合の開催中であっても臨時に入場し使用方法の改善を求めることができる。

第11条 講義室等の使用を許可されたものは事前に田無演習林に申し出ることで別表2にある備品類を希望に応じて使用することが出来る。

附 則

この内規は令和4年10月1日から施行する。

別表 1

諸室使用料等一覧表

室名	面積 (㎡)	定員 (人)	1時間あたりの 使用料(円)	飲食	備考
講義室	73	30	1,000	可	講義準備室、更衣室の利用可 無線LAN利用可
会議室	58	24	1,000	可	無線LAN利用可
工作室	44	20	1,000	不可	更衣室の利用可 無線LAN利用可
管理人室	23	3	---	可	講義室、会議室、工作室のいずれかを使用する際に必要に応じて貸し出すことがある。単独での貸出しはしない。

別表 2

諸室使用可能備品一覧表

室名	備品類
講義室	テーブル10台、椅子30脚、スクリーン、液晶プロジェクター、ホワイトボード、ロッカー18人分
会議室	テーブル8台、椅子24脚、液晶プロジェクター
工作室	テーブル8台、椅子20脚
管理人室	電気ポット、冷蔵庫、コーヒーマーカー、食器類